

入札約款

(目的)

第1条 船橋市の契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び船橋市契約規則（平成26年船橋市規則第60号）その他法令に定めるもののほか、この入札約款に定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等について疑義があるときは指定期日までに質問をすることができる。

2 入札参加者は、入札書（第1号様式）を作成し、入札通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。

3 入札参加者は代理人をして入札させるときは、委任状（第2号様式）を持参させなければならない。

4 入札参加者又はその代理人は、入札の前に誓約書（第3号様式）を提出しなければならない。

5 入札参加者は、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者を代理人とすることはできない。

(入札の辞退)

第3条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であっては、入札辞退届（第4号様式）を契約担当者（船橋市契約規則第3条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）で行う。

(2) 入札執行中であっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者（その代理人を含む。以下同じ。）は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

4 入札参加者は、入札前に、他の入札参加者の入札意思をさぐる行為をしてはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

(入札保証金に代わる担保)

第5条の2 船橋市契約規則第9条に規定する入札保証金に代わる担保のうち、同条第5号の「市長が確実であると認める金融機関」とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合をいう。

(入札の無効)

第6条 船橋市契約規則第18条に規定するほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 委任状を持参しない代理人が入札したとき
- (2) 所定の入札保証金を納付しない者が入札したとき（免除の場合を除く。）
- (3) 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき
- (4) 明らかに連合によると認められるとき

(落札者の決定)

第7条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格（工事又は製造その他の請負契約で最低制限価格を設けている場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の最低の価格）をもって入札をした者を落札者とする。ただし、工事又は製造その他の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることができる。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第8条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第9条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは直ちに再度の入札を行うことができる。再度入札の回数は、原則として1回とする。

2 1回目の入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

(契約書等の提出)

第10条 契約書を作成する場合には、落札者は、契約担当者から交付された契約書に必要事項を記入作成、記名押印し、落札決定の日から7日（閉庁日を除く。）以内に契約担当者が定める日までに提出しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得た場合は、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は効力を失う。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準じる書面を契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

(異議の申立て)

第11条 入札をした者は、入札後、この入札約款、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第12条 この約款に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この約款は平成7年10月1日より施行する。

附 則

この約款は平成8年4月1日より施行する。

附 則

この約款は平成9年4月1日より施行する。

附 則

この約款は平成14年10月1日より施行する。

附 則

この約款は平成17年4月1日より施行する。

附 則

この約款は平成19年4月1日より施行する。

附 則

この約款は平成26年4月1日より施行する。

附 則

この約款は平成29年3月1日より施行する。

附 則

この約款は平成30年4月1日より施行する。

附 則

この約款は令和元年5月1日より施行する。

第1号様式

入札（見積）書（第1回）

年 月 日

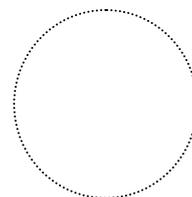
船橋市長 あて

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名
(受任者職氏名) _____

代理人氏名 _____ 印



使用印

契約締結に関する法令および船橋市契約規則を守り、貴市の入札約款を承諾のうえ入札（見積）します。

1. 工事（委託）名 _____

2. 工事（委託）場所 _____

3. 金額

	十億			百万			千		円

(消費税及び地方消費税を含まない金額)

見 積 内 訳

項 目	金 額 (単位：円)							
消費税及び地方消費税 相当額 (【注】①を参照)								
見積内訳合計額 (【注】②を参照)								
入札(見積)金額 (【注】③を参照)								

- 【注】① 免税事業者であっても消費税及び地方消費税相当額欄を記入して下さい。
- ② 見積内訳合計額は、消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記入して下さい。
 なお、円未満の額が生じた場合は切り捨てるものとします。
- ③ 入札（見積）金額は、見積内訳合計額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記入してください。
- ④ 入札（見積）金額と第1回の入札（見積）書の記載金額が同一とならないとき又は見積内訳の記載がないときは、入札（見積）書を無効といたします。

第1号様式

入札（見積）書（第2回以降用）

年 月 日

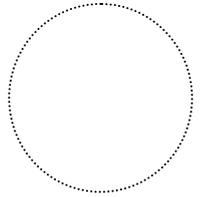
船橋市長 あて

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名
(受任者職氏名) _____

代理人氏名 _____ 印



使用印

契約締結に関する法令および船橋市契約規則を守り、貴市の入札約款を承諾のうえ入札（見積）します。

1. 工事（委託）名 _____

2. 工事（委託）場所 _____

3. 金額

	十億			百万			千		円

(消費税及び地方消費税を含まない金額)

第1号様式

入札（見積）書（第 回）

船橋市長 あて

年 月 日

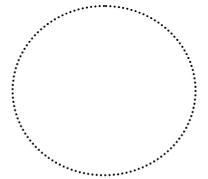
住 所

商号又は名称

代表者職氏名

（受任者職氏名）

代理人氏名



使 用 印

印

契約締結に関する法令および船橋市契約規則を守り、貴市の入札約款を承諾のうえ
入札（見積）します。

1. 件名

2. 場所

3. 金額

	十億			百万			千			円

（消費税及び地方消費税を含まない金額）

見 積 内 訳

項 目	金 額 (単位：円)							
消費税及び地方消費税 相当額 (【注】①を参照)								
見積内訳合計額 (【注】②を参照)								
入札(見積)金額 (【注】③を参照)								

- 【注】① 免税事業者であっても消費税及び地方消費税相当額欄を記入して下さい。
- ② 見積内訳合計額は、消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記入して下さい。
なお、円未満の額が生じた場合は切り捨てるものとします。
- ③ 入札(見積)金額は、見積内訳合計額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記入してください。
- ④ 入札(見積)金額と第1回の入札(見積)書の記載金額が同一とならないとき又は見積内訳の記載がないときは、入札(見積)書を無効といたします。

入札（見積）書（第 回）

船橋市長 あて

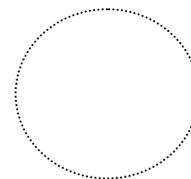
年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

（受任者職氏名）



使 用 印

代理人氏名

印

契約締結に関する法令および船橋市契約規則を守り、貴市の入札約款を承諾のうえ入札（見積）します。

1. 件名

2. 場所

3. 金額

	十億			百万			千			円
--	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

（消費税及び地方消費税を含まない金額）

見 積 内 訳

項 目	数 量	単 価	金 額 (単 位 : 円)
消費税及び地方消費税 相当額 (【注】①を参照)	1 式	—	
見積内訳合計額 (【注】③を参照)			

入札(見積)金額 (【注】④を参照)	
--------------------	--

- 【注】① 免税事業者であっても消費税及び地方消費税相当額欄を記入して下さい。
- ② 各項目 (消費税相当額欄を含む) の単価に少数点以下が生じた場合には、各項目の金額欄で少数点以下を切り捨ててください。
- ③ 見積内訳合計額は、消費税及び地方消費税相当額を含んだ金額を記入してください。なお、円未満の額が生じた場合は切り捨ててください。
- ④ 入札 (見積) 金額は、見積内訳合計額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記入してください。
- ⑤ 入札 (見積) 金額と第 1 回の入札 (見積) 書の記載金額が同一とならないとき、又は見積内訳の記載がないときは、入札 (見積) 書を無効といたします。

入札（見積）書（第 回）

船橋市長 あて

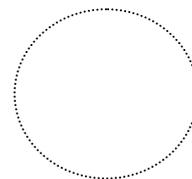
年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者職氏名
(受任者職氏名)

代理人氏名



使 用 印

印

契約締結に関する法令および船橋市契約規則を守り、貴市の入札約款を承諾のうえ入札（見積）します。

1. 単価契約件名

2. 単価契約場所

3. 金額

	十億			百万			千			円
--	----	--	--	----	--	--	---	--	--	---

(消費税及び地方消費税を含まない金額)

見 積 内 訳

項 目	予 定 数 量	単 価	金 額 (単 位 : 円)

入札(見積)金額 (【注】②を参照)	
--------------------	--

【注】

- ① 見積内訳の項目には、消費税及び地方消費税相当額は入りません。
- ② 入札(見積)金額と入札(見積)書の記載金額が同一とならないとき、又は見積内訳の記載がないときは、入札(見積)書を無効といたします。
- ③ 各項目の単価は、少数点第2位までといたします。
- ④ 各項目の単価に少数点以下が生じた場合には、各項目の金額欄で少数点以下を切り捨てることといたします。

委任状

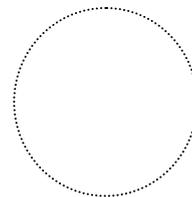
年 月 日

船橋市長 あて

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名
(受任者職氏名) _____



使用印

私は下記の者を代理人と定め、下記の入札（見積）に関する一切の権限を委任いたします。

記

代理人氏名 _____ 印

件 名

誓 約 書

年 月 日

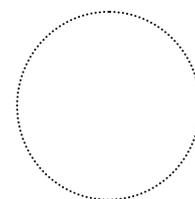
船 橋 市 長 あて

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名
(受任者職氏名) _____

代理人氏名 _____ 印



使用印

件 名 _____

- 1 上記の入札（見積）に対し、連合等により入札（見積）の公正を害するような不正行為をしていないことを誓約いたします。
- 2 入札（見積）終了後において、連合等の疑いが生じたときは、市のとる措置に従い、一切の異議を申し立てないことを併せて誓約いたします。

入札（見積）辞退届

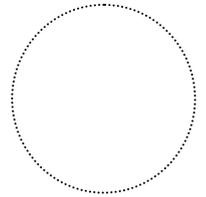
年 月 日

船橋市長 あて

住 所 _____

商号又は名称 _____

代表者職氏名
(受任者職氏名) _____



使用印

入札（見積）日時 年 月 日 時 分

件 名 _____

上記について、都合により入札（見積）を辞退します。

- 注意1 この届は、入札（見積）執行前には、契約担当者に直接持参するか又は郵送（入札（見積）日の前日までに到達するものに限る。）してください。
- 2 入札（見積）執行中には、この届又はその旨を明記した入札（見積）書を、執行宣言の前に執行者に直接提出してください。